

建設工事における残土処分も

※土捨て行為・工事に付随しない土石の仮置き

盛土規制法に基づく許可等が必要です。

※規制区域によっては「届出」

- 盛土等による災害防止のため、令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)」が施行されました。
- 滋賀県では、県内全域を規制区域に指定し、令和7年4月1日から規制を開始します。
- 令和7年4月1日から裏面に示す規模の盛土等を行う場合は、工事を行う前に許可または届出が必要となります。

規制区域内では、本体工事とは別に場外で残土処分を行う場合において、処分先によっては、土捨てまたは土石の堆積を行う(行わせる)者(工事主)が事前に盛土規制法に基づく許可(申請)または届出する必要があります。

規制対象となる行為

- 建設発生土のストックヤード※等への搬出处分(一時堆積含む)など
- ※営利・非営利・登録・非登録を問わない

規制対象規模を超える場合は手続き必要
(規制対象規模については表紙に記載)

※許可を要しない工事(災害の発生するおそれがないと認められるもの)
⇒工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの(本体工事期間後に除却されるもの)

□工事の現場又はその付近とは次のいずれかに該当する土地を指す

- 1.請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地
- 2.本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地

◆元請業者は、「ストックヤード運営事業者登録制度」(資源有効利用促進法)による登録を受けたストックヤード(契約図書等に位置付けのある最終搬出先)に搬出する場合であっても、当該搬出先における盛土規制法に基づく許可または届出の確認が必要です。

「盛土規制法」
規制開始のお知らせ(令和7年4月1日から)

滋賀県全域で盛土等を行うときは、事前に許可または届出が必要です。

- 盛土等による災害防止のため、令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)」が施行されました。
- 滋賀県では、県内全域※を規制区域に指定し、令和7年4月1日から規制を開始する予定です。規制区域(案)は裏面をご覧ください。 ※中核市である大津市においては、大津市が区域指定。
- 令和7年4月1日から下記に示す規模の盛土等を行う場合は、工事を行う前に許可または届出が必要となります。

【規制対象規模】…許可または届出対象となる盛土等の規模

区域	行為	要件	イメージ図
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更(盛土・切土)	①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの
		②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更(盛土・切土)	③盛土と切土を同時に、高さが2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)	③盛土と切土を同時に、高さが2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)
		④盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く)	④盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く)
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更(盛土・切土)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①～④を除く)※	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①～④を除く)※
		⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの	⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更(盛土・切土)	⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの※	⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの※

区域	行為	要件	イメージ図
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更(盛土・切土)	①盛土で高さが1m超2m超の崖を生ずるもの	①盛土で高さが1m超2m超の崖を生ずるもの
		②切土で高さが2m超5m超の崖を生ずるもの	②切土で高さが2m超5m超の崖を生ずるもの
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更(盛土・切土)	③盛土と切土を同時に、高さが2m超5m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)	③盛土と切土を同時に、高さが2m超5m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)
		④盛土で高さが2m超5m超となるもの(①、③を除く)	④盛土で高さが2m超5m超となるもの(①、③を除く)
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更(盛土・切土)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超3,000㎡超となるもの(①～④を除く)※	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超3,000㎡超となるもの(①～④を除く)※
		⑥最大時に堆積する高さが2m超5m超かつ面積が300㎡超1,500㎡超となるもの	⑥最大時に堆積する高さが2m超5m超かつ面積が300㎡超1,500㎡超となるもの
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更(盛土・切土)	⑦最大時に堆積する面積が500㎡超3,000㎡超となるもの※	⑦最大時に堆積する面積が500㎡超3,000㎡超となるもの※

■「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のもの
※盛土または切土、土石の堆積をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超える部分の面積が要件(面積)に該当する場合。

【経過措置】規制区域の指定日(規制開始日)より前から、手続き対象となる(許可または届出)規模の工事を行っている場合は、指定日から21日以内(令和7年4月22日まで)に工事内容を届出する必要があります。

お問い合わせ

滋賀県 土木交通部 住宅課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 TEL: 077-528-4240

詳しくは滋賀県のホームページをご確認ください。
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/339774.html>

※大津市域については、大津市のホームページをご確認ください。
<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/035/1308/g/takuchi/zousei/55797.html>

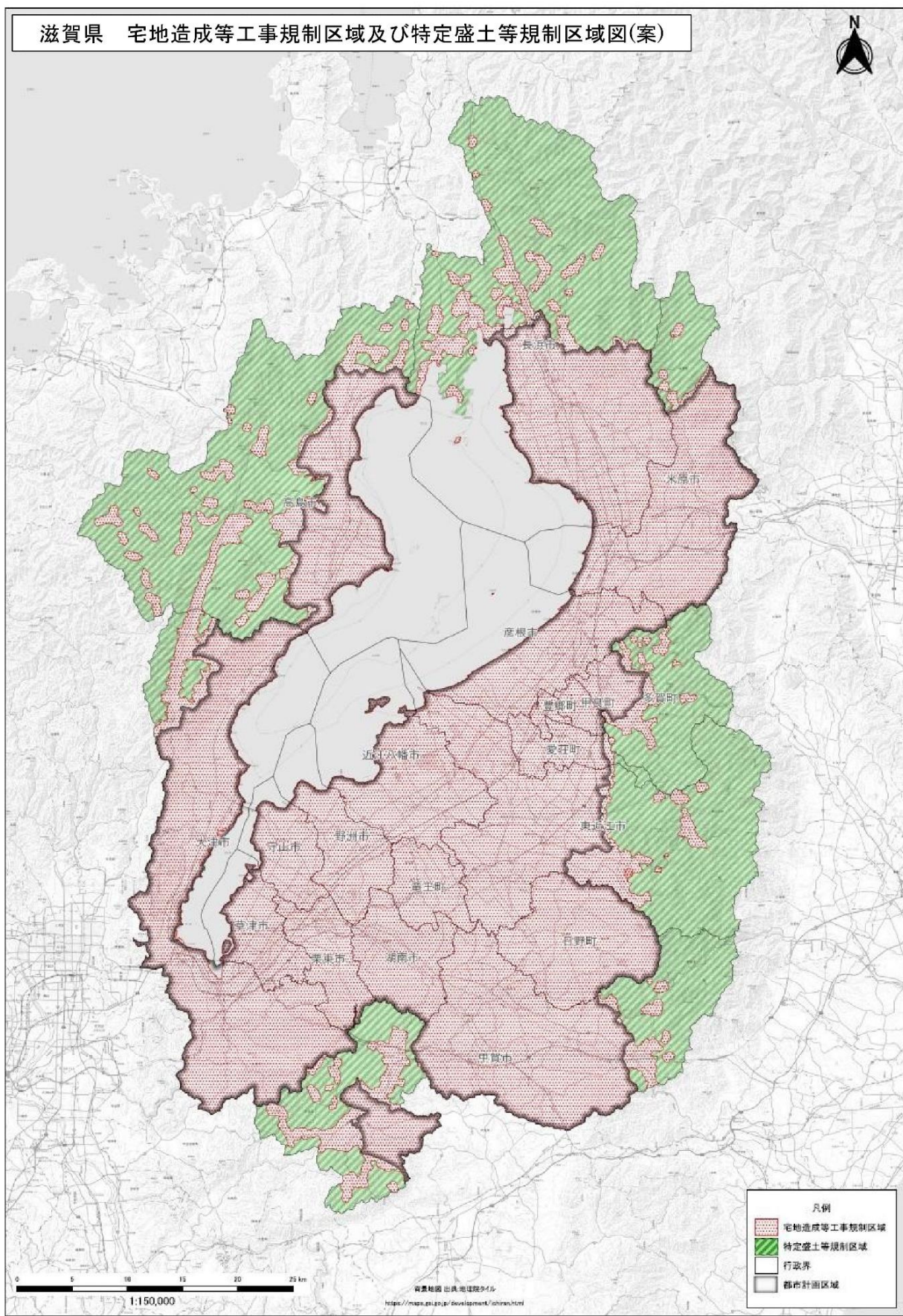
滋賀県 盛土規制法

検索



滋賀県の規制区域

【市町別※の区域図も県HPで公表中】



※中核市である大津市においては、大津市が区域指定を行います。



開発許可

による「みなし許可」も

盛土規制法

の規定が

適用

されます。

- 盛土等による災害防止のため、令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)」が施行されました。
- 滋賀県では、県内全域を規制区域に指定し、令和7年4月1日から規制を開始します。
- 令和7年4月1日から裏面に示す規模の盛土等を行う場合は、工事を行う前に許可または届出が必要となります。

規制区域内では、規制開始後に都市計画法に基づく開発許可をうけたものは盛土規制法の許可をうけたものとみなされますが、手続き等の内容によって、

盛土規制法の規定が適用されるためご注意ください。

内 容	盛土規制法	備 考
事前審査（要綱協議等）	—	開発許可制度等の規定に従う
住民への周知	—	
申請手数料	—	開発許可制度等の規定に従う
工事の許可 ・土地所有者等の同意 ・資力信用、工事完成能力の確認 ・許可の公表、通知 等	—	都市計画法の規定に従う
工事の技術的基準等	適用	都市計画法第33条第1項第7号に規定
許可証の交付又は不許可の通知	—	都市計画法の規定に従う
変更の許可等	—	都市計画法の規定に従う
完了検査等	—	都市計画法の規定に従う
中間検査（手数料）	適用	
定期の報告	適用	
監督処分	適用	
標識の掲示	適用	兼用の標識でも可
工事に伴う残土処分（搬出先）	適用	工事の施行に付随して行われる土石の堆積（本体工事期間後に除却されるもの）を除く
【経過措置】工事の届出※	適用	※規制開始前に開発許可を受け工事で着した宅地造成の届出（旧法の規制区域内において開発許可を受けた場合を除く）

◆「都市計画法(開発許可制度等)の規定に従う」の具体的な取扱いについては、開発許可担当部局に確認してください。(各市、町(県)によって取扱いが異なる場合があります。)

◆当該開発行為が規制対象規模(表紙に記載)を超えない場合は、盛土規制法の規定に適合する必要はありませんが、盛土等を行った土地は工事完了後も土地所有者等が常時安全な状態に維持する必要があります。